

『第二次ユニークデザインまちづくり推進計画(素案)』に対する意見募集の結果について

1 パブリックコメント募集の実施概要

【意見募集期間】 令和4年2月4日(金)から令和4年3月7日(月)まで

【周知方法】 市ホームページ、広報ひの及び市LINEによる配信

【閲覧場所】 七生支所、豊田駅連絡所、市内図書館、市政図書室及び都市計画課窓口

【受付方法】 郵送、電子メール及び都市計画課窓口へ持参

2 計画(素案)へ意見と市の考え方、計画への反映方針

【意見数】 意見者 1名、件数 12件

項目番号	素案 該当ページ	意見(原文のまま記載)	市の考え方	計画への 反映方針
1	P30	今回南平体育館までの拡大ですが、その隣は、南平小学校が実在しますが、そこまでにされない理由は、生活関連施設の定義外との内容ですが、その定義は、市が決めている訳ですので、要望として一体的な整備が出来るようにしてください。	生活関連施設とする対象についてはP30に記載の通りとなっており、「学校等施設」については、“特別支援学級のうち固定学級のある学校”と設定し前計画から継承しています。 素案に記載のとおり道路特定事業(生活関連施設を相互に接続する経路におけるバリアフリー事業)の進捗率が54.3%という状況の中で、生活関連施設とする学校等施設の対象を広げる段階ではないと考えております。この度はご意見として受け止めさせていただきます。	市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。
2	P32	各重点整備地区共通ですが、代表で南平地区計画部分特に道路特定事業内容 P114、115 記載事業に今回の計画期間外(長期)になっているのは、P32 生活関連経路の考え方を見ると目標年次は、すべて2031年度までとあり、矛盾した記載である。	ご意見を受けて、P32 の生活関連経路の考え方においては目標年次を削除します。なお、修正内容については、本計画の公表とあわせて、別途市ホームページに掲載いたします。	左記のとおり、修正します。

3	P114	南平重点整備地区の道路特定事業 P114 で路線名 2-1 の記載がありますが、P168 には、整備済みになっていますが、よくわかりません。	前計画に位置付けられた事業が完了したため、P168 の整備状況では整備済みと表しております。 なお、今回の計画改定に伴い、整備済みになっている経路においても、必要に応じて新たに道路特定事業を位置づけています。 ご意見の幹線市道 I - 11 号線は歩道が約 7m あり、視覚障害者の方が迷ってしまうのを防ぐため、“連続的な” 視覚障害者誘導用ブロックの整備が必要と考え新たな事業として位置けました。	市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。
4	P114	道路特定事業 P114 で路線名 11 の記載がありませんが、P168 を見ると未整備になっています。	ご意見のとおり、事業項目として継続が必要だと判断し、素案に道路特定事業として追加します。なお、修正内容については、本計画の公表とあわせて、別途市ホームページに掲載いたします。	左記のとおり、追加します。
5	P115	南平体育館の前の道路について、今回の計画書（道路特定事業）で前期計画期間での計画が示されていますが、現在パブコメの最中にも関わらず、この計画の工事がすでに履行されており、このようなやり方については、重大な問題であり、また、どうして、第一次の計画で計画された整備項目が今だ整備されずいる中で、このような市の対応を行うのであれば、計画書やパブコメ等をやる意味すら犯した対応で、市民を馬鹿にしたやり方と言わざるを得ない。	南平体育館はスポーツだけではなく、交流・防災の拠点として新たな機能を備え建替えられており、不特定多数の方の来訪も想定されます。また、南平体育館の設計時に行つた市民の皆様とのワークショップにおいて、体育館周辺の歩行者の安全性向上が必要とご意見を頂戴しておりました。そのため、経済性や効率性も考慮しつつ、開設時に合わせて歩行者の安全性を確保する必要があると判断し、体育館整備担当課と調整を行なながら、体育館の施設整備とあわせて道路整備を行っているものです。当道路整備と今回の計画改定の時期が同時期となりましたので、素案へ反映させております。よって、この計画の工事がすでに履行されているものではありません。	市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。

6	P115	予算がなく第一次計画の大半未達という事になっているのに、南平体育館前の道路がすでに施行工事が行われている。市民に説明することと矛盾した行為が、どこから整備の予算が出てくるのでしょうか？	南平体育館前の道路整備については項番 5 の通りです。また、当該工事は体育館の建替えに合わせた周辺環境整備の一環であり、体育館整備担当課により予算が確保されていたものです。	市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。
7	P57-144	第一次計画から整備内容になっていたものが、今回、長期になっていたり、逆に第一次計画にもなかった南平体育館前の道路が前期になっていることも、計画書というものは、なんなんでしょうか？	南平体育館前の道路整備は項番 5 の通りです。生活関連経路における市道の整備については、本計画による事業経費として予算計上し取り組んできたところですが、財政状況が近年厳しさを増しており、計画通り実施できていない状況です。このような状況も踏まえ、見直しを行ったものです。	市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。
8	全般	今回の計画は、新たな計画でないので、第1次計画に対する正しい施策の評価検証 特に未達成項目について、各々どのような理由で未達になったのか市民に明確に説明し、そのことが改善されないと今回の計画も実行性がない計画になるので市民にも分かるようまとめてください。(市民が今回の計画書を見るうえで重要で、コンサルタントには、整理できない部分であり、市が絵に書いた餅にならない裏付けのある計画書にすべき)	ご意見のとおり、前計画の未達となった事業について、詳しく理由を記載する必要があると考えますので、P15 のバリアフリー基本構想達成状況の部分に、その旨を追加します。なお、修正内容については、本計画の公表とあわせて、別途市ホームページに掲載いたします。	左記のとおり、追加します。
9	全般	資料のまとめ方で、市民に分かりやすいように、序章、第1章以降について第一次計画から継続、変更、追加された部分が分かるようにまとめてください。	ご意見のとおり、P31 の『生活関連施設とする条件』および豊田地区・百草園地区・南平地区の追加した生活関連経路について、追加した旨を記載します。一方、新たに追加した生活関連施設については、P57-144 における各重点整備地区ごとの基本構想図において反転表記等、既に対応しております。なお、修正内容については、本計画の公表とあわせて、別途市ホームページに掲載いたします。	左記のとおり、追加します。

10	全般	<p>今回の計画は、整備されることについては、あまり否定する内容でなく、その計画が、いつまでに実現整備されるかが大事な部分のため、市の事業については、財政的な裏付けも、市民生活に影響が出ない範囲での実現がどのような論拠での計画になっているかを分かるようにしてください。</p> <p>各地区計画に対する事業ごとの財政負担は、どのくらいであるのか？その負担は、現状の年度予算の範囲で可能な計画かどうか？</p> <p>代表として南平整備地区計画の特に道路特定事業内容について</p>	<p>各施設の整備時期については、各施設管理者にて、これまでの実施状況を鑑みて、また今後の予算確保を目的として、整備時期を示したものです。</p>	<p>市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。</p>
11	その他	<p>パブリックコメントに対する市の姿勢について。このような意見聴取をする場合、市民に事前に広く周知する時間を持つこと。</p> <p>また、事前の説明会等の場をもって計画の中身をご理解頂くようすること。（コロナ化でも工夫したいで可能）</p>	<p>日野市パブリックコメント手続実施要綱による周知期間を確保いたしました。また、市LINEにも通知し、ユニバーサルデザインのまちづくりとは何かという主旨でかみ砕いた内容の資料も追加しました。加えて、概要版として1枚にまとめた資料も同時に掲載するなど、市民の皆様からご意見をいただけるように努めました。今回の貴重なご意見については、参考とさせていただき、今後の議論を深めて参ります。</p>	<p>市の考えは左記のとおりですので、素案の変更は行いません。</p>

12	その他	第一次計画で、すでに南平体育館が存在していた中で、重点地区エリアにしていなかった理由なり、その論拠等？（他地区的エリア内にも南平体育館同様に古い建物が実在）	前計画においても、『生活関連施設とする条件』を設けており、当該条件に体育館のような運動施設を設定しておりませんでした。しかし、南平体育館が浅川以南のスポーツだけではなく、交流・防災の拠点として新たな機能を備えて建替えられており、不特定多数の利用が想定されるため、素案 P31 の『生活関連施設とする条件』に “1,000 m ² 以上の体育館、その他これらに類する施設” を新たに設定し、生活関連施設として位置づけております。	市の考えは左記のとおりです。前計画に関するご意見と受け止めております。
----	-----	--	--	-------------------------------------